明るい選挙の実現をめざして

寄附禁止のルールを守りましょう

■**政治家の寄附の禁止**

政治家が選挙区内の人に、▼中元、歳暮、病気見舞い ▼入学祝、卒業祝、就職祝 ▼葬式、落成式、開店祝の花輪 ▼スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等 のような金品を贈ることは罰則の対象となり、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜における香典は、罰則の対象とはなりません。

■**政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**

誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

■**後援団体の寄附の禁止**

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典等を出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は、除かれます。

■**あいさつ状などの禁止**

政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人にあいさつ状を出すことは禁止されています。また、選挙の当選または落選に関するあいさつ行為は、何人も制限されており、当選祝賀会の開催等も禁止されています。

【問合せ】選挙管理委員会事務局（☎5608―6320）

贈らない・求めない・受け取らない

区内では8人の方が受章されました

平成23年春の褒章・叙勲

■**藍綬褒章**

阿部博道（人権擁護功績／人権擁護委員）、沖山 仁（消防功績／向島消防団団長）、鈴木正一（統計調査功績／元国勢調査員）

■**旭日小綬章**

阿部幸男（地方自治功労／元区議会議員）、和田義博（公認会計士功労／元日本公認会計士協会常務理事）

■**瑞宝小綬章**

山田欽次（郵政事業功労／元渋谷郵便局長）

■**瑞宝双光章**

田村 惠美子（更生保護功労／保護司）

■**瑞宝単光章**

園部吉勝（消防功労／元本所消防団副団長）

＊敬称略 ＊（ ）内は、功績・功労概要と主要経歴

障害者の雇用拡大にご活用ください

施設整備助成事業

区では、働く障害者と障害者雇用を行う事業者を支援するために、施設整備助成事業を行っています。この事業は、事業者が障害者を雇用するために新しく施設を建てる場合や、施設を改修する場合等に必要となる費用の一部を助成するものです。

ぜひ、ご活用ください。

【対象】区内中小企業**【助成限度額】**200万円 ＊ほかの助成制度を併用する場合は、給付制限あり ＊詳しくは申込先へ

【申込み】施設整備前に直接、障害者就労支援センター（緑4―35―6）☎5600―2004へ

資源の有効活用・ごみの減量にご協力ください

古着の回収

ご家庭で不要になった衣類や布製品を回収し、海外などで再利用します。

ぜひ、回収にご協力ください。

【とき】8月6日（土）・7日（日）午前9時～午後2時**【ところ】**すみだ生涯学習センター（東向島2―38―7）**【回収品目】**衣類、スーツ、着物、ハンカチ、スカーフ、下着、カーテン等、洗濯済で汚損していない古着や布製品

＊古布や、ぬれたものの回収は不可 ＊ボタン、ベルトなどの装飾品の取り除きは不要**【対象】**区内在住の方**【持込方法】**ハンガー等を外し、半透明のごみ袋に入れ、当日直接会場へ**【問合せ】**すみだ清掃事務所☎5608―6922 ＊詳しくは、区ホームページを参照

内閣総理大臣名の書状を贈呈しています

旧日本赤十字社救護看護婦等の方々へ

第二次世界大戦等において、外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

この度、請求期限が2年間延長されました。請求書類は、厚生課（区役所3階）で配布しています。詳しくはお問い合わせください。

【請求期限】平成25年3月31日まで**【問合せ】**厚生課厚生担当☎5608―6150

申請をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当

表1に該当し、児童扶養手当・特別児童扶養手当をまだ申請されていない方は、お早めに手続してください。なお、手当は申請を受理した月の翌月分から支給されます。また、手当額・所得制限額は表2・表3のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】児童・保育課児童手当・医療助成担当☎5608―6160

■**手当を申請できる方** （表1）

児童扶養手当	次のいずれかに該当する、平成5年4月2日以降に生まれた児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している母親または父親、養育者 ▶父母が離婚している ▶父または母が、死亡または生死不明である ▶父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1・2級）である ▶父または母に1年以上遺棄されている ▶父または母が1年以上拘禁されている ▶婚姻によらないで生まれた ＊支給要件に該当した日が10年3月31日以前の場合は、時効により申請不可（父子家庭を除く）
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ▶身体障害者手帳おおむね1～3級程度（内部障害を含む） ▶愛の手帳おおむね1～3度程度 ▶上記と同程度の疾病か、身体または精神の障害がある方

■**手当額** （表2）

児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	児童扶養手当加算額	特別児童扶養手当（特児1級）	特別児童扶養手当（特児2級）
4万1550円	9810円～4万1540円	▶第2子＝5000円 ▶第3子以降＝3000円	5万550円	3万3670円

■**所得制限額** （表3）

扶養親族等の数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	19万円	192万円	236万円	459万6000円	628万7000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6000円	653万6000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6000円	674万9000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6000円	696万2000円
4人以上	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに38万円を加算	1人増えるごとに21万3000円を加算

注 所得とは、年間総収入から、▶給与所得の場合＝給与所得控除 ▶事業所得の場合＝必要経費 をそれぞれ引いた額です。その他の控除に関する詳細は、お問い合わせください。

注 児童扶養手当（本人）の所得は、養育費の8割を加算した額となります。

注 8月分以降の手当は、平成22年中の所得で判定します。

広告 アナログ放送終了まであと13日。地デジ対策するなら J:COMすみだ ☎0120-999-000（9:00～21:00）

お送りします

介護保険料の決定通知書

65歳以上の方の平成23年度介護保険料（年額）が決定しましたので、「納入通知書（決定通知書）」を今月中旬にお送りします。今回通知する保険料額は、確定した本年度の住民税課税状況に基づき算定したもので、23年4月～24年3月の1年間分となります。

■介護保険料の納付方法

原則として、支給される公的年金から介護保険料を特別徴収する方法となります。

ただし、▼老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円未満の方▼65歳の誕生日から6か月以上経過していない方　▼墨田区に転入されて6か月以上経過していない方　▼介護保険料が減額になった方など　は、区からお送りする納付書や口座振替で納めていただく普通徴収の方法となります。納付書で納入していただく方については、今回お送りする決定通知書に7月～9月分の納付書を同封します。

なお、東日本大震災等で被災された方を対象とした納付相談を受け付けています。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当☎5608―6937

障害年金制度が変更されました

障害年金1・2級を受給している方の「子の加算」

障害年金制度では、これまで、受給権発生時に生計を同じくする子のみが「子の加算」の対象でした。しかし、4月1日からは、受給権発生後に生計を同じくする子も「子の加算」の対象となりました。

【子の加算の対象】次の要件をすべて満たす方▼生計を同じくする子がいる　▼18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していないか、20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子がいる＊児童扶養手当に該当している子は受給変更可　＊児童扶養手当と「子の加算」の両方の受給は不可**【支給額（年額）】**▼1人目・2人目＝各22万7000円▼3人目以降＝各7万5600円　＊障害年金の種類により請求先が異なるため、詳細は問合せ先へ**【問合せ】**▼障害基礎年金1・2級を受給している方（子の加算）＝国保年金課国民年金係☎5608―6131　▼障害厚生年金1・2級を受給している方（配偶者・子の加算）＝墨田年金事務所お客様相談室☎3631―3111

平成23年度の保険料や自己負担割合等について、お知らせします

後期高齢者医療制度

平成23年度の保険料額等について

保険料額決定通知書等をお送りします

■公的年金からの特別徴収の方

23年度の保険料額決定通知書を、今月中旬にお送りします。

■普通徴収（納付書・口座振替での支払）の方

23年度の保険料額決定通知書と7月～24年3月分の納付書を、今月中旬にお送りします。

なお、口座振替をご利用の方には、納付書をお送りしません。

■公的年金からの特別徴収と普通徴収の併用の方

7月～9月分は、今月お送りする納付書等でお支払いいただき、10月以降は公的年金からの特別徴収となります。

公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

保険料の支払方法は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更することができます。申出書等の配布場所は、お問い合わせください。

社会保険料として控除されます

保険料は、所得税や住民税を計算する際の社会保険料として控除されます。社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合、ご本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座振替により保険料をお支払いいただいた方（口座の名義人）に適用されます。

【問合せ】国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）保険料担当☎5608―8100

自己負担割合等について

医療機関にかかる際の自己負担割合（1割または3割）を、平成22年の所得に応じて、8月に確定します。なお、自己負担割合に応じた1か月の自己負担限度額等については、下表のとおりです。

■自己負担割合が変わる方

22年の所得をもとに判定した結果、自己負担割合が変更となった方には、8月1日までに新しい保険証をお送りします。

なお、自己負担割合が変わらない方には保険証をお送りしませんので、現在の保険証を引き続きお使いください。

■自己負担割合が軽減される方

次のいずれかの基準に該当する方は、申請によって自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

【対象】▼世帯の被保険者が1人で、収入が383万円未満の方▼世帯の被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満の方▼課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満である方　＊いずれも収入には必要経費を含む

■世帯全員が住民税非課税（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方

申請によって、入院時の医療費の自己負担金および食事代が減額されます。

ただし、これらの減額が受けられる「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をすでにお持ちで、引き続き対象となる方には、8月1日までに新しい認定証をお送りしますので、申請の必要はありません。

【問合せ】国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当☎5608―6192

■医療費の自己負担限度額等

自己負担割合		対象者	1か月の自己負担限度額 外来（個人ごと）	1か月の自己負担限度額 外来＋入院（世帯ごと）	入院時の食事代（1食あたり）
3割負担（現役並み所得者）		住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者および同一世帯の被保険者	4万4400円	8万100円　＊10割分の医療費が26万7000円を超えた場合、超えた分の1％を加算　＊過去1年間に高額医療費の支給を4回以上受けた場合、4回目以降は4万4400円	260円
1割負担（一般）			1万2000円	4万4400円	260円
1割負担（住民税非課税世帯等）	区分Ⅱ	属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税である方	8000円	2万4600円	▶90日までの入院＝210円 ▶91日以上の入院＝160円
	区分Ⅰ	属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税であり、その所得が一定基準以下の方	8000円	1万5000円	100円

広告　両国1丁目1番地の便利屋さん。草刈・草むしり・片付け等の雑事　2時間5,250円　☎0120-56-8181

子どもたちが安全に夏休みを過ごせるように

区立中学校PTAによる一斉パトロール

夏休みを目前に控え、子どもたちの非行防止等を目的に、各区立中学校のPTAが、本所・向島警察署や関係団体、地域の皆さんのご協力を得て、一斉に夜間パトロールを行います。

[とき]7月20日(水)午後8時～10時**[ところ]**各区立中学校の通学区域内を中心とした区内全域**[問合せ]**生涯学習課青少年担当 ☎5608－6311

勉強室としてご活用ください

すみだ中小企業センターの講習室

すみだ中小企業センター（文花1－19－1）の講習室を、中学生以上の方の勉強室として開放します。ぜひ、ご活用ください。

[とき]7月16日(土)～8月31日(水)午前9時～午後5時 ＊すみだ中小企業センターの事業等で使用する日のほか、7月21日(木)、8月18日(木)は、あずま図書館が休館のため、利用不可**[問合せ]**あずま図書館 ☎3612－6048 ＊電話での問合せの際は、自動音声メニューの「8」を選択

ご利用ください

すみだ郷土文化資料館展示解説

第2・第3日曜日午後1時～4時に実施しています。解説ボランティアによる解説を聞きながら、すみだの歴史に触れるひとときをお楽しみください。

[申込み]直接、すみだ郷土文化資料館（向島2－3－5）☎5619－7034へ

牛乳パックが大変身！エコなハガキを作って、描いて、送ってみよう

みどりエコ・キッズ探険隊（全2回）

牛乳パックを水に溶かして、はがきを作り、そこに、東京スカイツリーの絵を描き、実際に送るという体験型の楽しい講座です。

[とき]8月2日(火)・5日(金)午前9時半～11時 ＊8月5日が雨天の場合は、6日(土)に延期**[ところ]**▶2日＝みどりコミュニティセンター（緑3－7－3） ▶5日＝大横川親水公園（長崎橋跡付近） ＊両日とも現地集合、現地解散**[対象]**保護者が会場まで送迎できる小学生**[定員]**先着16人**[費用]**500円(保険料込み)**[持ち物]**▶2日＝汚れても構わないタオル2枚 ▶5日＝クレヨン、お手ふき、水筒、レジャーシート、レインコート、帽子**[申込み]**事前に、みどりコミュニティセンター ☎5600－5811へ ＊受付は7月24日までの午前9時～午後8時

プールで楽しく泳ぎましょう

夏休み短期水泳教室

すみだスポーツ健康センター（東墨田1－6－1）では、幼児と小学生を対象に泳ぎ方や、水辺での安全対策について水泳教室を行います。

[とき]▶1期＝7月18日(祝)～22日(金) ▶2期＝7月25日(月)～29日(金) ▶3期＝8月1日(月)～5日(金) ▶4期＝8月8日(月)～12日(金)**[コース名・曜日・時間・定員・費用]**下表のとおり**[申込み]**事前に、すみだスポーツ健康センター ☎5247－7755へ

■夏休み短期水泳教室

コース名	曜日・時間	定員	費用
じゃぶじゃぶスイミング（各期全2回）	月・火曜日午前9時15分～10時	各期先着15人	各期1470円
幼児スイミング（各期全3回）	水曜日～金曜日午前9時15分～10時	各期先着15人	各期2205円
小学生スイミング（各期全5回）	月曜日～金曜日午後5時～5時45分	各期先着20人	各期4200円 ＊別途プール利用料金が必要

㊟「じゃぶじゃぶスイミング」と「幼児スイミング」は、3歳以上の未就学児が対象です。

遊んで学ぼう！

すみだ環境ふれあい館の夏休みプログラム

[休館日]月・水曜日 ＊祝日の場合は開館**[問合せ]**すみだ環境ふれあい館(文花1－32－9)☎3611－6355・✉kankyou-fureaikan@song.ocn.ne.jpへ ＊電話受付は午前10時～午後5時

内＝内容 対＝対象 定＝定員 費＝費用 持＝持ち物 申＝申込み

プログラム名	とき	内容・対象・申込み等
夏休みおたのしみ企画	7月16日（土）～9月4日（日）＊休館日を除く	対幼児～小学生 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 費無料 申期間中、直接会場へ
▶ふれあい館たんけんラリー	午前10時～午後4時半	内館内をめぐり、環境、雨水、世界のくらしについてのクイズに答える
▶日替わりミニプログラム	▶第1回＝午前10時半～ ▶第2回＝午後1時～ ▶第3回＝午後2時半～ ▶第4回＝午後4時～ ＊各回20分程度	内「雨水で打ち水」、「デジタル顕微鏡で身近なものの観察クイズ」など、水や環境に関する楽しい体験プログラムを毎日開催 ＊実施するプログラムは問い合わせるか、区ホームページ参照
雨の絵本ひろば「しゃぼん玉であそぼう！」	7月17日（日）午後1時半～3時半	内雨に関する絵本の読み聞かせ、しゃぼん玉遊び 対幼児～小学生 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 定先着20人 費無料 申事前に、プログラム名、参加者の住所・氏名・年齢（学年）・電話番号・メールアドレス、代表者の氏名・参加人数を電話またはEメールで問合せ先へ
よりどりミドリプログラム「ふれあい館の植物を見てみよう！（第2回）」	7月23日（土）午前11時～11時半	内植物の成長観察と栽培作業、〝緑のカーテン〟の省エネ効果の調査 対小学生以上 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 定先着15人 費無料 持軍手、帽子 ＊動きやすく、汚れても構わない服装で参加 申7月12日午前10時から、プログラム名、参加者の住所・氏名・年齢（学年）・電話番号・メールアドレスと代表者の氏名・参加人数を電話またはEメールで、問合せ先へ ＊当日、空きがあれば会場でも申込可
夏休みワークショップ		申7月12日午前10時から、プログラム名、参加者の氏名・年齢（学年）・電話番号・メールアドレスと代表者の氏名・参加人数を電話またはEメールで問合せ先へ
▶雨水で草木ぞめ「オリジナルハンカチをつくろう」	7月23日（土）午後1時半～3時半	内雨水と身近な植物を使いハンカチを染める 対小学生以上 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 定先着20人 費300円（材料費） 持たまねぎの皮（用意できる方のみ） ＊汚れても構わない服装で参加
▶夜間特別プログラム「見上げてみよう、すみだの星空〝夏のスターウォッチング〟」	7月24日（日）午後7時～9時	内天体望遠鏡での惑星等の観察と、星空と環境についてのお話 定先着40人 ＊中学生以下は保護者の同伴が必要 費無料 持双眼鏡（用意できる方のみ）
▶雨と水のおもしろ実験&エコ工作	7月31日（日）午後1時半～3時半	内雲・雨・氷など、いろいろな姿に変化する水の性質を実験から学ぶ 対小学生以上 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 定先着20人 費無料
▶知っていますか？雨水利用「雨水から環境を考えよう」	8月7日（日）午後1時半～3時半	内雨水利用の意義と方法を水循環についてのクイズや体験を通して考える 対小学生以上 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 費無料

㊟「日替わりミニプログラム」は、来館状況により実施時間等を変更する場合があります。

広告 雨漏り検査！☎03-5875-6633雨水の浸入箇所を特許工法でピンポイント解明！見積り無料 ㈱サーベイ